

1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録事項等の変更		
根拠法令及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第12条第1項		
審査基準	☒ 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) ☐ 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 ☒ する ☐ しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) (登録事項等の変更) 第十二条 登録事業を行う者(以下「登録事業者」という。)は、第九条第一項各号に掲げる事項(以下「登録事項」という。)に変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類の記載事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。 2 前項の規定による届出をする場合には、国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。		
審査基準 設定年月日	平成29年10月25日	審査基準 最終変更年月 日	年 月 日
標準処理期間	☒ 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間(30日) ☐ 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成29年10月25日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	まちなみ共創部 まちなみ整備課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。